

協議項目第17号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて提出する。

平成15年8月28日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

公共的団体等の取扱いについて
公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。 (1) 4ヶ町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。 (2) 4ヶ町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。 (3) 4ヶ町村に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。 (4) 4ヶ町村それぞれ独自の団体は、原則として現行のとおりとする。

平成15年8月28日確認

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	17 公共的団体等の取扱い	関 係 項 目
調 整 方 針	公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。 (1) 4ヶ町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。 (2) 4ヶ町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。 (3) 4ヶ町村に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。 (4) 4ヶ町村それぞれ独自の団体は、原則として現行のとおりとする。	

区 分	現 況				課 題	調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村		
総務関係	交通安全協会弓削支部	交通安全協会生名支部	交通安全協会岩城支部	交通安全協会魚島支部		公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。
	弓削町防犯協会	生名村防犯協会	岩城村防犯協会	魚島村防犯協会		
	弓削町部落長会	生名村広報委員	岩城村区長会	魚島村自治会長会		
				魚島村過疎対策協議会		
民生関係	弓削町社会福祉協議会	生名村社会福祉協議会	岩城村社会福祉協議会	魚島村社会福祉協議会		
	弓削町身体障害者互助会	生名村障害者福祉協議会	身障者更生会	魚島村身体障害者福祉協議会		
	県更生保護司会					
	弓削町母子会	生名村母子福祉協議会	岩城村母子会	魚島村母子福祉会		
	愛媛県人権対策協議会弓削支部		愛媛県人権対策協議会岩城支部	魚島村人権対策協議会		
	弓削町遺族会	生名村遺族会	岩城村遺族会	魚島村遺族会		
	弓削町老人クラブ	生名村老人クラブ	岩城村老人クラブ(老友会・寿会)	魚島村老人クラブ		
	弓削町母親クラブ	生名村母親クラブ	岩城村ともしび母親クラブ			
	弓削町婦人としび会	生名村婦人としび会				
	企業連合会弓削支部		企業連合会岩城支部			
	日赤奉仕団	日赤奉仕団	日赤奉仕団	日赤奉仕団		
農林水産業関係	越智今治農業協同組合弓削支所		越智今治農業協同組合岩城支所			
			岩城村営農指導協議会			
		果樹同志会				
	弓削町漁業協同組合	岩城生名漁業協同組合	岩城生名漁業協同組合	魚島村漁業協同組合		
				青年漁業者協議会		
			産業開発振興協議会			
商工関係	獺友会	獺友会	獺友会			
	弓削町商工会	生名村商工会	岩城村商工会			
	松原海水浴場組合					
消防関係	弓削町観光協会		岩城村観光協会			教育関係
	佐島婦人消防協力隊					
教育関係	弓削小学校PTA	生名小学校PTA	岩城小学校PTA	魚島・高井神小中学校PTA		
	弓削中学校PTA	生名中学校PTA	岩城中学校PTA			
	弓削町人権教育協議会	生名村人権教育協議会	岩城村人権教育協議会	魚島村人権教育協議会		
	弓削町文化協会	生名村文化協会	岩城村文化協会	魚島村文化協会		
	弓削婦人会	生名村婦人会	岩城村婦人会	魚島婦人会		
	佐島婦人会			高井神婦人会		
	海友婦人会弓削支部					
	弓削町体育協会	生名村体育協会	岩城村体育協会			
	スポーツ少年団	スポーツ少年団				
	B&Gゆげ海洋クラブ					
	弓削青年会	生名青年会	岩城青年団	魚島青年団		
	地区愛護班	生名村愛護班	岩城村愛護班	魚島村愛護班		
	弓削町緑の少年団	生名村緑の少年団	岩城村緑の少年団	魚島村緑の少年団		
				魚島壮年会		
				魚島村教育振興会		
	雨乞い踊り保存会	生名村祭礼保存会	伝統行事保存会	郷土芸能保存会		
		生名囲碁クラブ				

上島合併協議会 調整方針（資料）

協 議 事 項	1 7 公共的団体の取扱い	関 係 項 目
調 整 方 針	資	料

公共的団体の取扱いに関する法令	先 進 事 例
【地方自治法】 （公共的団体等の監督） 第百五十七条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。 2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。 3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。 4 前項の監督官庁は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。 【市町村の合併の特例に関する法律】 （国、都道府県等の協力等） 第十六条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。 2 国は、合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めなければならない。 3 国は、自主的な市町村の合併の推進に伴う地方公務員等共済組合法第百五十一条第一項に規定する市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の運営状況等を勘案し、その健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとする。 4 都道府県は、市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。 5 都道府県は、市町村の合併をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。 6 都道府県は、合併市町村の建設に資するため、市町村建設計画を達成するための事業の実施その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。 7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。 8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。 【商工会法】 （地区） 第七条 商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は隣接する二以上の市町村の区域とすることができる。 2 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであってはならない。 （市町村の廃置分合に伴う地区の特例） 第八条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会（その商工会が廃置分合後の市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とし、その地区が隣接する他の商工会と合併した場合（以下この条において「隣接商工会との合併の場合」という。）にあっては、当該合併後存続する商工会又は当該合併によって成立した商工会。以下この条において同じ。）の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会が解散するまでの	☆篠山市 <H11.4.1合併> 〔兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町〕 公共的団体については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。 (1) 各町共通団体について ア 新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 イ 郡単位の上部組織を有する団体については、原則として、合併時に郡組織を新市組織へ円滑に移行できるよう調整に努める。 ウ 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。 エ 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。 ☆西東京市 <H13.1.21合併> 〔東京都 田無市、保谷市〕 公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。 ① 2市に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。 ② 2市に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。 ③ 2市に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。 ④ 2市独自の団体は、現行のとおりとする。 ☆さいたま市 <H13.5.1合併> 〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕 共通の目的を持ち、3市合併により一体性が必要とされる公共的団体については、特別の事情がある場合を除き、各団体の実情を尊重しながら、統合又は再編するよう調整に努めるものとする。 その他の公共的団体については、現行のとおりとする（新市において再び加入する）。 ☆あさぎり町 <H15.4.1合併> 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕 公共的団体については、新町との速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について協議していくものとする。 各町村共通の団体について (1) 新町との一体性を保つため、合併時に統合した方がよい団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 (2) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。 (3) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。 各町村独立の団体について 原則として現行のとおりとする。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協 議 事 項	1 7 公共的団体の取扱い	関 係 項 目
調 整 方 針	資	料

公共的団体の取扱いに関する法令	先 進 事 例
間は、前条第一項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、廃置分合前の市町村の区域（隣接商工会との合併の場合にあっては、当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域）とする。 【社会福祉法】 （市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会） 第七十七条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分之一を超えてはならない。 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	☆東宇和・三瓶町合併協議会 <西予市；H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕 公共的団体については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。 1 同一あるいは同種の団体は、合併時に統合するよう調整に努める。 2 同一あるいは同種の団体で、実情により合併時に統合することが困難な団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努める。 3 同一あるいは同種の団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。 4 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。 ☆宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕 公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性の速やかな確立を図るため、各団体の実情を尊重しつつ、統合整備に努めるものとする。 (1) 4市町村に共通している団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。 (2) 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。 (3) 独自の目的を持った団体については、現行のとおりとする。 ☆伊方町・瀬戸町合併協議会 <H16.10.1までに合併予定> 〔愛媛県 西宇和郡 伊方町、瀬戸町〕 公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。 1 2町に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。 2 2町に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。 3 独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする。 ☆南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕 公共的団体については、新町の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について調整に努める。 1. 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。 2. 新町との一体性を保つため、合併時に統合した方がよい団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 3. 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。 ☆今治市及び越智郡11か町村合併協議会 <今治市；H17.1.16合併予定> 〔愛媛県 今治市、越智郡 朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前村〕 公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努める。 (1) 1 2市町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 (2) 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。 (3) 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

留意事項

公共的団体等とは、その市町村の区域内にある、農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体、青年団、婦人会等の文化事業団体等の公共的活動を営むすべての団体を含み、法人たると否とを問わず、地方自治法第157条の公共的団体等とその範囲を同じくするものである。

合併特例法第16条第8項では、いつまでも合併関係市町村単位で各種の公共的団体等が存続することは合併市町村の一体性の確立の面からも好ましくないという観点から、市町村合併に際して、その区域内の公共的団体等は、その統合整備を図るよう努めなければならないとしている。

《総務省「合併協議会の運営の手引」より》